

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第24号

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉事務所長委任規則（昭和62年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び<u>第55条の4第2項並びに</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) <u>法第24条第3項又は第9項</u>の規定による申請による保護の開始又は変更に関すること。</p> <p>(2) <u>法第24条第8項の規定による扶養義務者に対する通知</u>に関すること。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <u>法第28条第1項の規定による要保護者に報告を求め、若しくは当該職員に要保護者の居住の場所を立入調査させ、又は要保護者に医師等の検診を受けさせる命令</u>に関すること。</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) <u>法第24条第1項又は第5項</u>の規定による申請による保護の開始又は変更に関すること。</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <u>法第28条第1項の規定による当該職員に要保護者の居住の場所を立入調査させ、又は要保護者に医師等の検診を受けさせる命令</u>に関すること。</p>

と。

(8) 法第28条第2項の規定による要保護者の扶養義務者等に対する報告の請求に関すること。

(9) 法第28条第5項の規定による保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。

(10) 法第29条の規定による書類の閲覧若しくは資料の提供の請求又は報告の請求に関すること。

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

(14) 法第55条の5の規定による被保護者等に対する報告の請求に関すること。

(15) <省略>

(16) <省略>

(17) <省略>

(18) <省略>

(19) 法第76条の2の規定による取得した損害賠償請求権の行使に関すること。

(20) 法第77条から第78条の2までの規定による徴収金の徴収に関すること。

(21) <省略>

(22) <省略>

第2条の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下こ

(7) 法第28条第4項の規定による保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) 法第77条第1項の規定による扶養義務者から徴収すべき費用の額の決定に関すること。

(15) 法第78条の規定による不正受給者等から徴収すべき費用の額の決定に関すること。

(16) <省略>

(17) <省略>

第2条の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下こ

の条において「法」という。) 第19条第4項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

(1) 法第24条第3項又は第9項の規定による申請による支援給付の開始又は変更に関すること。

(2) 法第24条第8項の規定による扶養義務者に対する通知に関すること。

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) 法第28条第1項の規定による要支援者に報告を求め、若しくは当該職員に要支援者の居住の場所を立入調査させ、又は要保護者に医師等の検診を受けさせる命令に関すること。

(8) 法第28条第2項の規定による要支援者の扶養義務者等に対する報告の請求に関すること。

(9) 法第28条第5項の規定による支援給付の開始若しくは変更の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止に関すること。

(10) 法第29条の規定による書類の閲覧若しくは資料の提供の請求又は報告の請求に関すること。

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

(16) <省略>

の条において「法」という。) 第19条第4項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

(1) 法第24条第1項又は第5項の規定による申請による支援給付の開始又は変更に関すること。

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) 法第28条第1項の規定による当該職員に要支援者の居住の場所を立入調査させ、又は要保護者に医師等の検診を受けさせる命令に関すること。

(7) 法第28条第4項の規定による支援給付の開始若しくは変更の申請の却下又は支援給付の変更、停止若しくは廃止に関すること。

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

<p><u>(17) 法第76条の2の規定による取得した損害賠償請求権の行使に関すること。</u></p>	
<p><u>(18) 法第77条から第78条の2までの規定による徴収金（就労自立給付金に係る部分を除く。）の徴収に関すること。</u></p>	<p><u>(14) 法第77条第1項の規定による扶養義務者から徴収すべき費用の額の決定に関すること。</u></p> <p><u>(15) 法第78条の規定による不正受給者等から徴収すべき費用の額の決定に関すること。</u></p>
<p><u>(19) <省略></u></p>	<p><u>(16) <省略></u></p>
<p><u>(20) <省略></u></p>	<p><u>(17) <省略></u></p>

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。